

# 意見書案第 19号

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成27年12月11日提出

提 出 者    中間市議会議員    青 木 孝 子

賛 成 者                    〃                    田 口 澄 雄

〃                    〃                    宮 下      寛

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

中小企業は地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小企業を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条によって「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と定められており、必要経費と認められていません。

これは、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いためであります。その場合、配偶者で86万円、家族の場合で50万円が控除されることになるため、家族従業員はこのわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも自立が困難な状況になっています。このため家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっています。

税法上では青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対し青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

世界の各主要国（ドイツやフランス、アメリカなど）では、「自家労賃は必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しています。

所得税法第56条は、戦前の家父長制度・世帯単位課税制度の名残であり、一人ひとりの人権を尊重する現在の憲法に相反するものです。

よって、政府におかれましては、家族従業者の実態を把握し、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるよう所得税法第56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めるよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月11日

中間市議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
法務大臣	岩城	光英	様